

東京市芝區芝公園六號地

財團 協 調 會
法人

電話芝(43) 長 二二二二
振替口座東京五三七〇四番

昭和 年 月 日

回答書

回答書

- 一、團體交渉権ノ問題ニ関シテハ其ノ交渉内容
範圍及勞働組合組織ノ方法等ニ関シテ
尚一層慎重ナル調査研究ヲ要スルモノト認
ムルヲ以テ此後適當ナル方法ヲ以テ後業負側
ノ意思ヲ參酌シテ最モ今日ノ情勢ニ適
應スル方法ヲ案出セムトス
- 二、請負制度改善ノ件ハ調査考究ノ上可成速
ニ實行ス
- 三、工場内衛生設備ノ改善ノ件ハ序ヲ逐テ充
實ス
- 四、業屈飲勤解雇於豫日數ノ件ハ五日間トス
- 五、工場ノ都合上解雇スル場合ニ於ケル手當ハ右
記ノ通定ム
- 一ヶ月未満 日給三十日間
一ヶ月以上ノモノハ一ヶ月ヲ増ス毎二日分ヲ加算シ
三百日分ヲ限度トス